



湯梨浜町

新しい地域活動スタイル

(令和5年3月改定)



■「新しい地域活動スタイル」について

地域の活動は地域住民の親睦や防災防犯、安全安心な環境づくりなど、大変重要な役割を担っています。一方で、地域でのお祭りや各種会議など、新型コロナウイルスの感染が懸念される活動については、感染拡大が収束しつつある中でも、引き続き十分な配慮が必要であり、実施の検討にあたっては、中止・延期等も視野に入れた判断が求められます。

このような状況の中、このほど国や県等のガイドラインが見直され、今後は、感染対策の実施により感染リスクを引き下げながら、経済社会活動の継続を可能とする新たな日常の実現を図っていくこととなります。

そこで、地域活動の活性化と感染防止の両立に向けて皆さんが少しでも安心して地域活動を行っていくためのヒントとして「**湯梨浜町新しい地域活動スタイル**」を紹介します。

■感染予防策や新たな活動方法・事例について

次ページから基本的な感染予防策（感染防止の「5つの基本」）や新たな活動方法・事例を紹介していきます。しかし、地域や社会状況によって事情は異なります。また、すべてのケースに当てはまる方法ではありません。各地域の皆さんが、それぞれにふさわしい活動の方法を共に考え進めていきましょう。



感染防止の「5つの基本」

1. 体調不安や症状がある場合は、無理せず自宅で療養あるいは医療機関を受診

- 高齢者などの重症化リスクの高い人が参加する場合は、体調管理をしっかりしましょう。
- 可能であれば、非接触型体温計で参加者に体温測定をお願いしましょう。

2. その場に応じたマスクの着用や咳エチケットの実施

- マスクの取り扱いについては、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることが基本となります。
- マスクの着用は、他者を感染させない効果に次いで、自ら感染するリスクを下げる効果があります。そのため「換気が十分にできない場合」「一定時間以上の会話や近い距離でやり取りをする場合」「大声を出す場合」「重症化リスクの高い人がいる場合」など、地域の感染状況や周囲の状況に合わせて適切に着用するようにしましょう。
- マスクの適切な着脱のため、外出時はマスクを携帯しましょう。



3. 換気、密集・密接・密閉（三密）の回避は引き続き有効

- 換気設備を常時稼働したり、定期的に窓を開けたりするなど、会場全体の換気をしましょう。
- 人との間隔を確保するため、空いている時間帯や場所を選ぶなどし、感染のリスクを下げましょう。
- 飲食の際は、斜め向かいに座ったりするなど、間隔を確保できる配席にしましょう。
- 資料等の配布物は、手渡しでの配布は避けましょう。

4. 手洗い等の衛生対策を日常の生活習慣に

- 食事の前、トイレの後、家に帰った時など、20秒以上かけて流水と石鹸で手を洗いましょう。
- アルコール等による手指消毒を徹底しましょう。
- ドアノブなど多くの参加者が触れる部分は、定期的にふき取り清掃・消毒をしましょう。
- トイレでは、ペーパータオルを設置するほか、個人用タオルなどの利用を促しましょう。
- 活動で出たごみは密閉して処分し、ゴミ出し後は必ず手を洗いましょう。

5. 適度な運動、食事などの生活習慣で健やかな暮らしを

- 適切な生活習慣を理解して、日々の体調管理を行いましょう。



★ 活動別のポイント（工夫・アイデア例）

- 感染防止の「5つ基本」を守りながら、それぞれの活動に即した感染予防を講じましょう。
- これまでの方法にこだわらず、「その活動の目的は何か」、「代替手段はないか」など、皆さんで知恵を出し合って地域活動が可能な方法を考えていきましょう。

地域活動の運営

地域活動を支える基本的な取り組みです。これまでどおりの方法が出来なくても様々な工夫を行って取り組みを進めていきましょう。

◆総会、役員会、その他会議

◎感染予防策

- ・開催期間の短縮に向けて、資料の事前配布を行いましょう。
- ・参加者が多くなる場合は、地域の施設や町の施設など広い会場を借りましょう。
- ・対面に座らず、人と人との間隔を確保できるよう、配置を工夫しましょう。
- ・発言するときは、大声を出さないようにしましょう。

◎こんな工夫ができます！

・書面議決

会場での開催が難しい場合は、区民の皆さんに議案書と表決書を配布し、議決書を提出いただくことで、議事承認を得ることができます。議決書の参考様式を町ホームページ上で公開しておりますので、ご覧ください。

・ICTツールの活用

WEB会議ツール（zoomなど）を活用することで、会場に集まらずとも、お互いの顔を見ながら、会議を行うことができます。

・マイク等の活用

マイクを使うことで、大きな声を出さずとも参加者へ呼びかけることができます。

・総会での使用を無料としている町有施設を利用する

町では、町有施設のうち対象施設（中央公民館、泊分館、羽合分館、活性化センターはまなす、羽衣会館、ハワイアロハホール、舎人会館）において、総会等における利用料を免除しています。三密を回避するため、町有施設の利用も視野にご検討ください。

※利用申請や使用料減免については、各施設にお問い合わせください。なお、施設利用料免除については、毎年、全国及び県内の新型コロナウイルス感染症の流行状態を見ながら決定しています。変更の際には、各区へお知らせいたしますのでご了承ください。

◆情報共有（回覧版、回覧チラシなど）

◎感染予防策

- ・人と人との接触機会を減らすために、回覧板の直接の手渡しを避け、ポストや玄関先に置くなどしましょう。
- ・回覧チラシはまとめて回すとともに、地域の団体が作成するチラシは町広報紙等と配布する時期を合わせるなどしましょう。

◎こんな工夫ができます！

・掲示板や回覧板の積極的な活用

公民館や人の行き来がある場所に掲示板を設置してチラシを提示したり、回覧板による周知を図ったりすることで、人と人との接触頻度を減らすことができます。

・地域の情報共有手段の電子化

メールやICTツール（通信アプリLINE等）の活用で、一斉に情報伝達・共有ができます。

※町では、スマートフォンやタブレットの活用支援のため「初心者向けスマホ個別相談会・教室」を開催しています。参加費は無料ですので、お気軽にご相談ください。

交流・親睦活動

住民同士のつながりを深める大切な交流の機会です。集まり方や交流の仕方などに十分留意したうえで、活動を行いましょう。

◆屋内の活動（交流会、文化活動など）

◎感染予防策

- ・参加者が多くなる場合は、実施時間を分けるなど、人数の制限・調整をしましょう。（地域の施設や町の施設など広い会場を借りる工夫もできます。）
- ・大きな声を出す機会を減らしましょう。
- ・対面に座らず、人と人との間隔が確保できるよう、レイアウトを工夫しましょう。
- ・軽食や茶菓は大皿での提供を避け、お弁当は持ち帰り等を検討しましょう。

◎こんな工夫ができます！

・マイク等の活用

マイクを使うことで、大きな声を出さずとも参加者へ呼びかけることができます。

・テイクアウトやデリバリーサービスの利用

調理をすると共用物が増えたり接触の機会が多くなったりするため、テイクアウト（持ち帰り）やデリバリー（宅配）サービスを利用してみましょう。

◆屋外の活動（まつり、防災訓練、まちの美化活動など）

◎感染予防策

- ・参加者が多くなる場合は、実施時間を分けるなど、人数の制限・調整をしましょう。
- ・炊き出しなど、調理を実施する場合は、ゴム手袋の着用、パーテーションやビニールシートなどを使用しましょう。
- ・飲食物の売場や食事場所が三密にならないように工夫し、会話を控えましょう。

◎こんな工夫ができます！

・白線等で活動スペースを区切る

白線等でスペースを区切るにより、適切な間隔を確保することができます。

・マイク等の活用

マイクを使うことで、大きな声を出さずとも参加者へ呼びかけることができます。

・テイクアウトやデリバリーサービスの利用

調理をすると共用物が増えたり接触の機会が多くなったりするため、テイクアウト（持ち帰り）やデリバリー（宅配）サービスを利用してみましょう。

◆運動を伴う活動

◎感染予防策

- ・接触を伴うプログラムは控えるとともに、実施時間の短縮を検討しましょう。
- ・大きな声での会話や応援を控えましょう。
- ・走る、歩くなどの運動の場合、前の人の呼気の影響を避けるため、前後一直線を避け、横に並ぶ、斜め後ろを位置取るなどしましょう。
- ・控えスペースや更衣室などについても三密にならないように工夫しましょう。

◎こんな工夫ができます！

・白線等で活動スペースを区切る

白線等でスペースを区切るにより、適切な間隔を確保することができます。

・マイク等の活用

マイクを使うことで、大きな声を出さずとも参加者へ呼びかけることができます。

・ウォーキングイベントなどの実施

地域のスポットなどを歩いてめぐるウォーキングイベントは、グループ分けをし、参加者を分散させることで、人が密集しない形式で実施することができます。



集落活性化事業交付金を活用してください

ここまで、コロナ禍における基本的な感染症対策や地域活動のポイントを紹介してきましたが、こういった工夫をしながら実施した活動についても集落活性化事業交付金が活用できます。交付金の取り扱いにつきましては、4月にお送りしました「集落活性化事業交付金の対象事業等の取り扱いについて」をご覧ください。役場企画課にお問い合わせください。



この資料は令和5年3月13日時点の情報に基づき作成しています。

今後、国や県、町から新たな方針等が示された場合、そちらに準拠いただきますようお願いします。

（参考出典）

- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策本部）
- ・「感染防止の「5つの基本」」（厚生労働省_新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和5年3月8日））
- ・「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（追補版）」（スポーツ庁）
- ・「地域イベントにおける事業継続のための新型コロナウイルス感染拡大予防対策例」（鳥取県）

（その他）

- ・町ホームページ「集落づくり総合交付金事業」（<https://www.yurihama.jp/soshiki/3/1406.html>）
- ※右の二次元コードからもアクセスできます。



〈作成〉

湯梨浜町役場 企画課 まちづくり推進係

電 話：0858-35-5311

FAX：0858-35-3697